

地方公共団体情報システムにおける 文字要件の運用に関する検討会（第6回）

日時：2023年12月26日（火）10:00～12:00

開催方法：デジタル庁共用中会議室・オンライン

議事

1. 第5回検討会振り返り
2. 改製不適合戸籍に使用されている文字の取扱いについて
3. 基本フォントファイルの提供について
4. その他

(1) 第5回検討会振り返り

第5回検討会振り返り

1.行政事務標準文字の国際化に関していただいた主なご意見

No	項目	主な御意見	対応等
1	「国際標準化が完了するまでの暫定措置」について	<ul style="list-style-type: none">・業務システム間の連携データについて、暫定措置による文字コードで送信することになるのでしょうか。・暫定措置を完了する際、システム対応しなければならないタイミングが増える可能性があると考えます。経過措置の期限については暫定措置を用いることも鑑みて設定いただければ幸いです。・国際標準化出来ない文字の取扱い（利用不可とするのか、継続してPUPなのか）を含めて検討いただきたいです。・文字符号位置については、国際標準化が完了するまでの間、暫定的にPUPを使用することですが、国際標準化が完了した後に、各標準準拠システムで国際標準化に対応するための費用等について、国の補助が必要になると思われます。	<p>国際標準化が完了するまでは、暫定措置による文字コード（PUP）を用いることを想定しております。</p> <p>暫定措置を用いることに対する影響は可能な限り小さくなるよう努めてまいります。</p> <p>行政事務標準文字のうち、国際標準化が完了していない文字については、全ての文字について国際標準化を目指します。</p> <p>ご意見として承ります。</p>
2	「行政事務標準文字の国際標準化までのステップ」について	<p>ステップ2、ステップ3に関しては、一般社団法人文字情報技術促進協議会及び当該協議会所属の一般社団法人情報処理学会情報規格調査会SC2専門調査会委員として、ぜひ、ご協力させていただきます。</p> <p>ついては、早急に追加（候補）文字の区分けを行いたいと考えますので、文字情報技術促進協議会に、追加（候補）文字を提供いただきたいです。</p>	<p>一般社団法人文字情報技術促進協議会、一般社団法人情報処理学会情報規格調査会SC2専門調査会委員と連携を密に取りながら進んでいきたいと考えております。追加文字等につきましても、早急に整備し、提供いたします。</p>

第5回検討会振り返り

2.行政事務標準文字の周知・広報に關していただいた主なご意見

No	項目	主な御意見	対応等
1	1. なぜ、周知・広報が必要か	<ul style="list-style-type: none">・「表記」は、漢字を仮名に置き換える、または別の漢字に置き換えるのではなく、例示のように単に字形差にとどまるのであれば、「字形」としたほうが一般に無用な誤解を招かないと思います。	今後は氏名の表記ではなく、氏名の文字の字形とさせていただきます。
2	2. 周知・広報の内容	<p>「字体」概念と「字形」概念の相違に付いての認識を共有してもらうことが重要だと思います。この点については、文化審議会国語分科会報告「常用漢字表の字体・字形に関する指針」（文化庁編）が、最も信頼できると考えています。</p> <ul style="list-style-type: none">・戸籍の誤字・俗字等を正字に変更する手続きを合わせて案内できるように示してはいかがでしょうか。・自治体への周知においては、住民から異議を唱えられた時の対応方法も含めて広報が必要と考えます。また住民からの異議に対して、自治体個別での対応を求めるのか、デジタル庁にて一元的に対応するのもも含めて広報が必要と考えます。	<p>お示しいただきました資料についても参考とさせていただきます。</p> <p>同定手順書(仮)でお示しすることを検討してまいります。</p>
3	3. 行政事務標準文字に対する周知・広報方法	<ul style="list-style-type: none">・国民への周知・広報について、自治体でも実施とありますが、自治体からの広報はデジタル庁ウェブサイトへ誘導する形にすることで、自治体毎の認識齟齬の防止、自治体の負担軽減に繋がると考えます。	周知・広報の方法については、国民・自治体が分かりやすい方法で行ってまいりたいと考えております。
4	4. いつ周知・広報が必要か	<ul style="list-style-type: none">・周知・広報の時期については、文字の置き換えが発生しうる団体が稼働する前に実施が必要と考えます。文字の置き換えが発生した後に広報しても遅いと考えます。デジタル庁としては文字が置き換わる可能性があること、自治体毎に経過措置があることを伝え、各自治体は経過措置をいつまで採用するのか（未定なら未定であることを含めて）広報するのが良いと考えます。	周知・広報の方法については、国民・自治体が分かりやすい方法で行ってまいりたいと考えております。

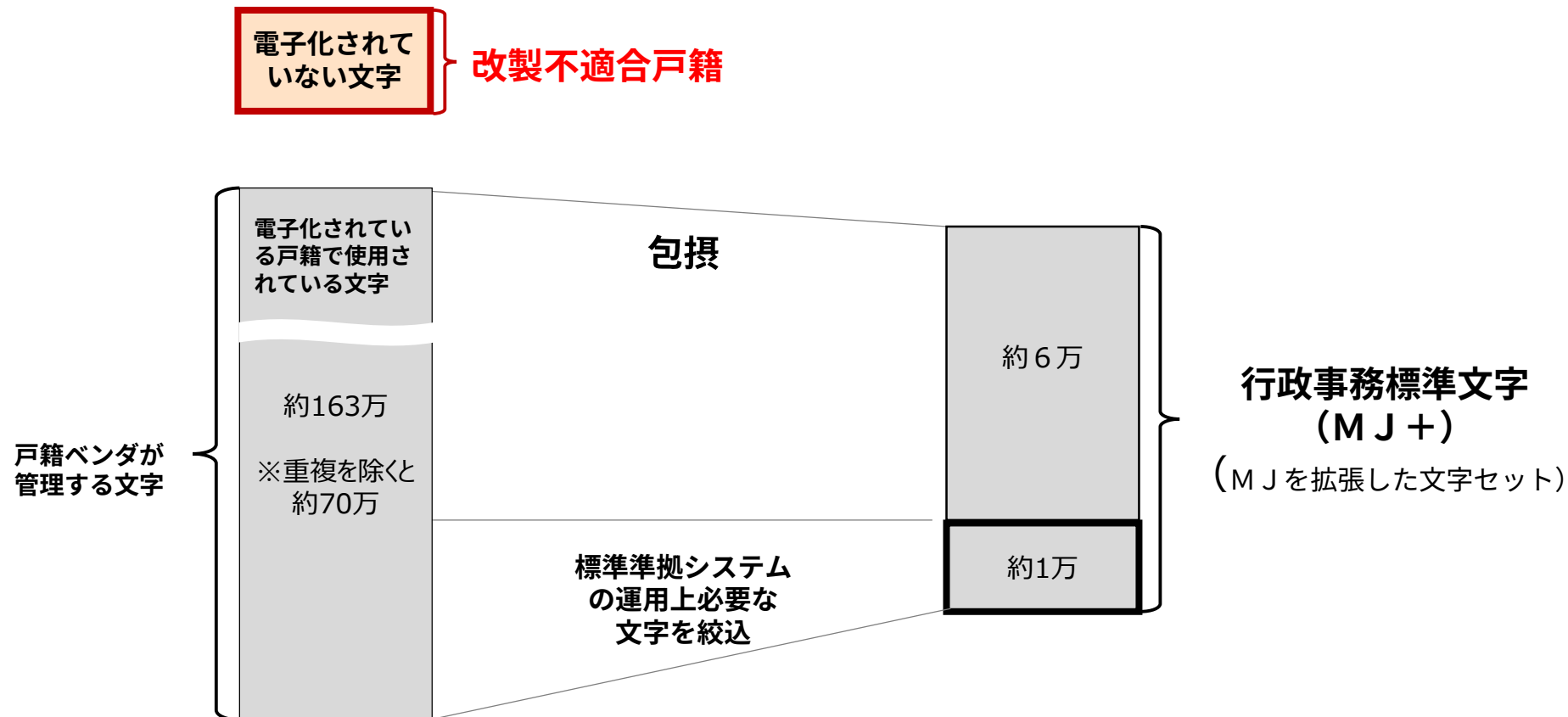
(2) 改製不適合戸籍に使用されている文字の取扱いについて

改製不適合戸籍に使用されている文字の取扱いについて

➤ 改製不適合戸籍とは

改製不適合戸籍とは戸籍の氏又は名の文字が誤字で記載されているなど、コンピュータによる取扱いに適合しない戸籍です。

行政事務標準文字は電子化されている戸籍で使用されている文字をベースに整備しているため、現在紙で管理している改製不適合戸籍で使用されている文字については行政事務標準文字の検討の範囲外となります。



改製不適合戸籍に使用されている文字の取扱いについて

- 改製不適合戸籍で使用されている文字については行政事務標準文字の検討の範囲外であることから、文字情報基盤及び令和5年3月に公表した標準準拠システムの運用上必要な文字（9,198文字）には、当然に改製不適合戸籍に使用されている電子化されていない文字は含まれていない。
- 改製不適合戸籍については、文字以外が原因となっているものも含めて1万戸籍程度残っている。
- 改製不適合戸籍について、その解消を目標としているが、戸籍訂正手続により対応する正字に引き直すことを優先し、新たなフォントを作成（MJ+に追加）する予定はない。
- 一方、住民基本台帳においては、改製不適合戸籍の方であっても、現在は各自治体の判断で外字を作成し、電子化されている。



【対応策】

- 法務省は、デジタル庁と協力し、改製不適合戸籍を解消することを目標に、自治体等への周知・広報の強化等により、自治体における改製不適合戸籍の解消に向けた取組を強力に推進する。
- 実証事業を通じて、自治体における改製不適合戸籍に起因する文字の運用状況を整理し、戸籍を改製するまでの間における当該文字の取扱いを検討する。

(3) 基本フォントファイルの提供について

基本フォントファイルの提供について

- 行政事務標準文字については、文字情報基盤文字（約60,000字）＋行政事務標準文字追加分（約9,000文字）＋平仮名・片仮名・英数字等（約1,000文字）の合計約70,000文字を超える文字セットとなっており、全ての文字を1つのフォントファイル（65,536文字）で実装することができない。
- 標準準拠システムを開発するに際し、複数フォントファイルに対応させるには時間を要すると多くベンダよりご意見をいただいている。

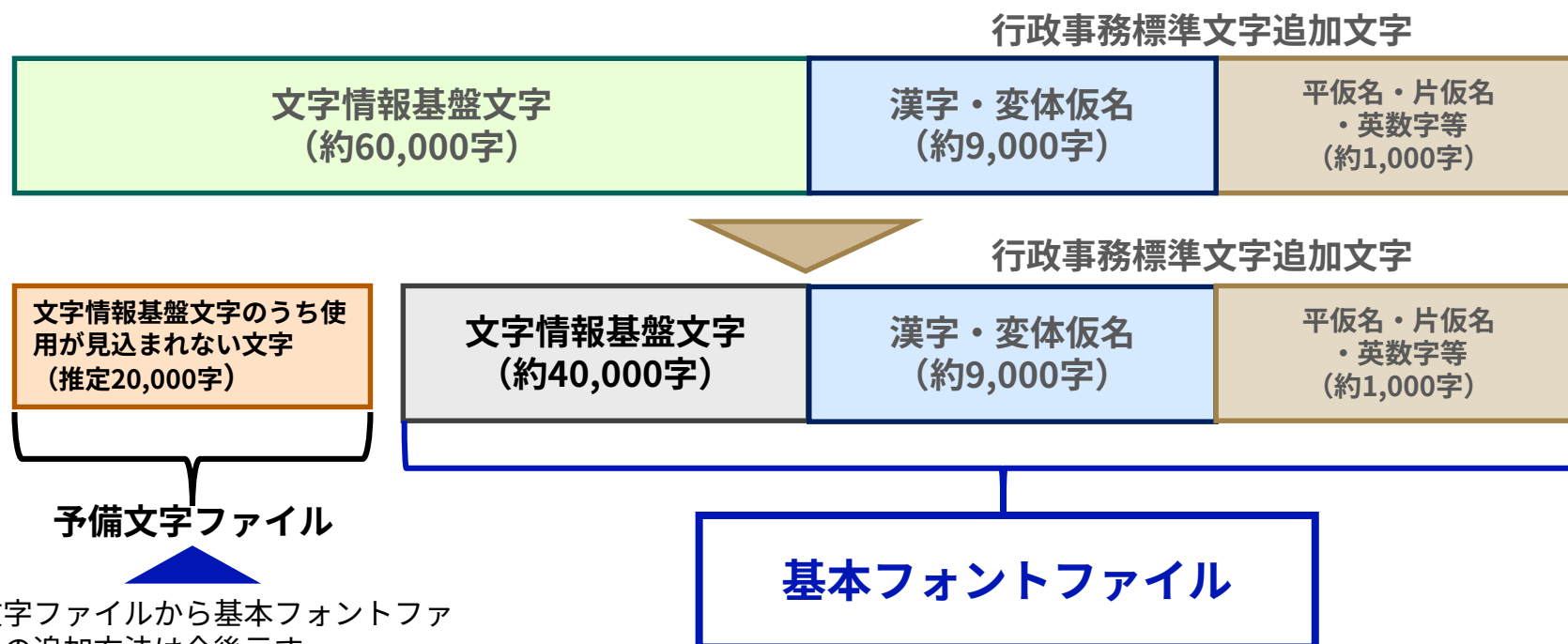


標準準拠システムへの移行期限までに複数フォントへの対応が困難なベンダに向けて、行政事務標準文字のうち、文字情報基盤文字から標準準拠システムにおいて使用が見込まれない文字を除く等した基本フォントファイルをデジタル庁において整備する。なお、基本フォントファイルの位置づけについては参考フォントとなる。基本フォントファイルは令和6年度上半期を目途に提供予定。

基本フォントファイルの提供について

- フォント分割単位を見直し、1つのファイルで業務を完結させる形としつつ、未使用文字を別ファイルとする。
 - 行政事務標準文字のうち、文字情報基盤文字から標準準拠システムにおいて使用が見込まれない文字（推定20,000字）を除く
 - 行政事務標準文字追加文字（約10,000字）を入れて、基本フォントファイルを作成
- ✓ **基本フォントファイル:**文字情報基盤文字のうち基礎となる文字と標準準拠システムにおいて使用が見込まれる文字＋行政事務標準文字追加文字のフォント（TrueType Fontを提供）
- ✓ **予備文字ファイル:**文字情報基盤文字のうち標準化対象事務システムにおいて使用が見込まれない文字(グリフ、文字名、符号位置を提供)

行政事務標準文字（MJ+）



予備文字ファイルから基本フォントファイルへの追加方法は今後示す。

デジタル庁
Digital Agency